

贈与税の申告書 の作成・送信は 国税庁ホームページ から！



多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、
ご自宅で申告書を作成することができます！



STEP

1 パソコンから「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



STEP

2 申告書を作成

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 e-Taxで送信して提出

以下のいずれかの方法により送信

○ マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードの準備



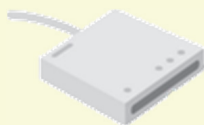
以下のいずれかの方法による
マイナンバーカードの読み取り



スマホによるマイナンバー
カードの申請はこちらから！

ICカードリーダ ライタをお持ちの方

ICカードリーダライタで
マイナンバーカードの
読み取り



(注) 一部のAndroid端末は、ICカードリーダ
ライタとして代用できます。

ICカードリーダライタをお持ちでない方

2次元バーコード読み取り



マイナポータルアプリの2次元バーコード
読取機能を使って、パソコンの画面に表示
された2次元バーコードをスマートフォン
で読み取る。

(注) 事前にスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)にマイナポータルアプリをインストールしておく
必要があります。

マイナンバーカードの読み取り



スマートフォンに表示される画面
の案内に沿って、スマートフォン
でマイナンバーカードを読み取る。

○ IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印

本 人 用	重 要 書 類	本 人 用
本 人 用	ID・パスワード方式の届出完了通知 (見本)	本 人 用
本 人 用	ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード↓	本 人 用
本 人 用	利用開始番号 (半角数字・10桁) 1111 1111 1111 1111	本 人 用
本 人 用	暗証番号 (半角数字小文字) a12345678	本 人 用

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**
が**顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上**、お近くの税務署にお越しください。

・過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控え
と一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 作成した申告書を、印刷して郵送等で所轄の税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから 自宅でいつでも申告♪

トップ画面で「作成開始」を選択します。



「贈与税」を選択します。



申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などを動画でご案内しています。

動画で見る確定申告



- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、お問い合わせの多い質問は「[よくある質問](#)」に掲載しています。
- 「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認いただくか、[電話](#)でお問い合わせください。

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

上記電話番号につながらない場合

03-5638-5171 (通常の電話料金となります)

申告内容のご相談

所轄の税務署へ
お電話ください。

■ 添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、特定の添付書類（例：戸籍の謄本など）については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

なお、郵送等で書面により提出することもできます。

NEW 登記事項証明書の添付省略

書面やイメージデータ（PDF形式）により提出する必要がある登記事項証明書について、贈与税の申告書を作成する際に不動産番号等を記載することにより、その添付を省略することができます。

なお、不動産番号は、登記事項証明書、登記完了証又は登記識別情報通知に記載されています。

令和3年分の贈与税の申告について

令和3年1月1日～令和3年12月31日までの1年間に個人から財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
 - ② 「相続時精算課税」を適用するとき
- には、申告期限（令和4年3月15日）までに贈与税の申告をしなければなりません。